

# 課税標準の特例一覧

地方税法より抜粋

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。（下表参照）

根拠規定		特例対象資産	関係法令等	特例率	適用期限	添付書類
条	項 号					
法第三四九条の三	第 2 項	ガス導管事業用資産	ガス事業法第 2 条第 6 項及び同条第 5 項 施行令第 52 条の 2 一般ガス導管事業者	最初の 5 年間 1 / 3	-	-
				次の 5 年間 2 / 3		
	第 5 項	内航船舶	施行規則第 11 条の 3	1 / 2	-	-
	第 27 項	家庭的保育事業用資産	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項及び第 34 条の 15 第 2 項	1 / 2 (注 1)	-	・許認可の写し ・事業者の定款等
法附則第十五条	第 28 項	居宅訪問型保育事業用資産	児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項及び第 34 条の 15 第 2 項	1 / 2 (注 1)	-	・許認可の写し ・事業者の定款等
	第 2 項 第 1 号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項又は第 3 項	1 / 2 (注 1)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得のもの	特定施設設置(使用、変更)届出書の写し 除害施設新設等届出書の写し
	第 2 項 第 5 号	下水道除害施設(注 2)	下水道法第 12 条第 1 項又は第 12 条の 11 第 1 項	4 / 5 (注 1)		
	第 25 項 第 1 号イ	太陽光発電設備 ・ペロブスカイト太陽光電池を使用した一定の設備(注3) 又は地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けて取得した一定の設備(注4)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 2 項	1,000kw未満 最初の 3 年間 2 / 3 (注 1)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得のもの	・補助事業者が交付する補助金等が確定したことが分かる書類の写し ・取得した日が特例対象期間内であること、出力規模が確認できる書類(竣工検査日を確認できる書類等)等
	第 25 項 第 3 号イ	太陽光発電設備 ・ペロブスカイト太陽光電池を使用した一定の設備(注3) 又は地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けて取得した一定の設備(注4)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 2 項	1,000kw以上 最初の 3 年間 3 / 4 (注 1)		
	第 25 項 第 3 号ロ	風力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 2 項	20 kw未満 最初の 3 年間 3 / 4 (注 1)		
	第 25 項 第 1 号ロ	風力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 2 項	20 kw以上 最初の 3 年間 2 / 3 (注 1)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得のもの	・再生可能エネルギー発電認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し
	第 25 項 第 4 号イ	水力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 2 項	5,000kw未満 最初の 3 年間 1 / 2 (注 1)		
	第 25 項 第 3 号ハ	水力発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 2 項	5,000kw以上 最初の 3 年間 3 / 4 (注 1)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得のもの	・再生可能エネルギー発電認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し

根拠規定		特例対象資産	関係法令等	特例率	適用期限	添付書類
条	項号					
法附則第十五條	第25項 第1号ハ	地熱発電設備 (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項	1,000kw未満 最初の 3年間 2/3 (注1)	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電認定通知書の写し</li> <li>・電気事業者との特定契約書の写し</li> </ul>
	第25項 第4号口	ガス導管事業用資産	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項	1,000kw以上 最初の 3年間 1/2 (注1)		
	第25項 第1号ニ	バイオマス発電設備 (認定を受けたものに限る)	施行規則第11条の3	10,000kw以上 20,000kw未満 最初の 3年間 2/3 (注1)	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電認定通知書の写し</li> <li>・電気事業者との特定契約書の写し</li> </ul>
	第25項 第2号	バイオマス発電設備のうち 木竹に由来するもの又は農 産物の収穫に伴って生ずる バイオマスを電気に変換す るもの (認定を受けたものに限る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項	10,000kw以上 20,000kw未満 最初の 3年間 6/7 (注1)		
	第25項 第4号ハ	バイオマス発電 設備 (認定を受けたものに限 る)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 第2条第2項	10,000kw未満 最初の 3年間 1/2 (注1)		
	第43項	先端設備等導入計画の認定 を受けた中小事業者等が取 得した機械及び装置、工 具、器具及び備品並びに建 物附属設備 (家屋と一体で課税される ものは対象外)	中小企業等経営強化法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5%以上の 賃上げ表明、 最初の 3年間 1/2</li> <li>・3.0%以上の 賃上げ表明、 最初の 5年間 1/4</li> </ul>	令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画の申請書の写し</li> <li>・先端設備等導入計画の認定書の写し</li> <li>・認定経営革新等支援機関が 発行する投資計画に関する確 認書の写し</li> <li>・従業員へ賃上げ方針を表明 したことを証する書面</li> </ul>

(注) 「法」・地方税法、「施行令」・地方税法施行令、「施行規則」・地方税法施行規則

(注1) 地方自治体が特例率を条例で定めることが出来る仕組み「わがまち特例」が導入されています。

(注2) 令和6年4月1日以降に取得した汚泥処理装置、濾過装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置は除く。

(注3) グリーンイノベーション基金による補助金を受けて取得した設備

(注4) 現在、天草市では当該計画が策定されていないため、本特例の適用は受けられません。